

米軍基地関係特別委員会記録  
＜第2号＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月8日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成20年10月8日 水曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後3時10分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 請願第1号、陳情第34号、第36号、第51号、第56号、第62号、第88号、第89号、第94号、第98号、第102号、第113号、第114号、第116号、第120号、第121号及び第132号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	君
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	山 内	末 子	君
委 員	新 垣	清 涼	君

委員 玉城 満 君  
委員 玉城 義和 君

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長	上 原 昭 君
基 地 対 策 課 長	又 吉 進 君
文化環境部環境企画統括監	友 利 弘 一 君
文化環境部環境政策課長	下 地 寛 君
教 育 庁 文 化 課 長	千木良 芳 範 君

---

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願第1号、陳情第34号外15件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、文化環境部環境企画統括監及び教育庁文化課長の出席を求めております。

まず初めに、請願第1号、陳情第34号外15件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、新規 1 件、陳情は、継続 7 件、新規 9 件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている 7 件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の 8 ページをお開きください。

陳情第 34 号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、日米安全保障体制を認める立場から、米国の通常の原子力潜水艦が我が国に寄港することに同意することとした政府の方針に基づき、寄港を容認するものではあります。安全が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えております。

なお、原子力潜水艦の安全性の確保に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、新規の請願及び陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の 1 ページをお開きください。

請願第 1 号新基地建設反対に関する請願につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 キャンプ・シュワブ内における新基地建設予定地周辺の調査を行い、名護市辺野古を初め、名護市久志地域 13 区の住民から意見を聞くことにつきましては、現在、事業実施区域及びその周辺において、環境影響評価に基づく調査が実施されているところです。

県としては、地元の意向の把握に努めているところであり、今後とも地元の理解と協力を得るために、名護市等と相談しながら、普天間飛行場移設問題の解決に努めていきたいと考えております。

2 政府が市民に対する V 字型滑走路の最終案についての説明会を実施するよう国に要請することにつきましては、沖縄防衛局によると、現在のところ、V 字型案についての住民説明会を開催する予定はないとのことですが、普天間飛行場移設問題については、地元の理解と協力が不可欠であり、政府において、地元の意向を踏まえ適切に対応する必要があると考えております。

3 防衛省が 2007 年 2 月に名護市に示した名護市案比較検討資料を公開させるとともに、普天間で危険なものは辺野古でも危険だということを県議会として検証することにつきましては、キャンプ・シュワブに建設される代替施設は、

航空機が住宅地上空を飛ばないようにするため、2本の滑走路がV字型に配置され、飛行経路がほぼ海上になるよう設定されています。

県としては、飛行経路の大部分が海上であるか、住宅地を含む陸上であるかによって、地元住民の生活に与える影響は大きく異なると考えております。

いずれにしても、代替施設の建設、運用に伴う周辺の住民生活等に与える影響については、できる限り抑えるよう努めるべきであり、政府において、適切に対応する必要があると考えております。

10辺野古で実施されている米国最大の強襲揚陸艦エセックスの演習中止を決議することにつきましては、県は、米軍の訓練等の際は、その影響を提供施設・区域外に及ぼさないよう、渉外関係主要都道県知事連絡協議会を通して国に要望しており、今後とも、周辺住民に被害や不安を与えることのないよう、強く求めていきたいと考えております。

次に、18ページをお開きください。

陳情第94号キャンプ・ハンセン内への訓練用コンテナ搬入に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局によると、キャンプ・ハンセン内のコンバット・タウン等において行ってきた訓練を補完するため、コンテナ約70個をコンバットタウン付近及びレンジ16に搬入するとの連絡が在沖海兵隊からあったとのことであります。

訓練に当たっては、コンテナ同士を組み合わせることによりまち並みに模した建物をつくり出すことができるため、より機動的かつ効果的な訓練環境をつくり出すことが可能としており、また、実弾は使用しないとのことであります。

訓練用コンテナの搬入は、9月初旬から10月中旬の期間内に行われる予定とのことでありますが、現在、搬入は確認されておられません。

県は、去る9月4日及び9月8日、9日にかけて、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通じて、キャンプ・ハンセンにおいて、過重な負担の増加につながるようなことを行わないよう日米両政府に対し要請したところであり、国は地元の不安に対し十分な説明を行い、理解を得ることが必要であると考えております。

次に、19ページをお開きください。

陳情第98号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

陳情第102号沖縄の米軍基地再編・新基地建設に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 危険な普天間基地を早期に無条件全面撤去すること、2 名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸部への新基地建設を即時中止することにつきましては、普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。

県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えており、移設を早期かつ円滑に進めるため政府と協議を重ねているところであります。

また、移設するまでの間であれ、その危険性を放置することはできないことから、早期に危険性を除去し、騒音の軽減を図るなど、3年めどの閉鎖状態の実現について、政府に強く求めているところであります。

3 嘉手納基地を初めとする沖縄県は一切の軍事基地を整理縮小・撤去することにつきましては、基地問題については、実現可能なものから一つ一つ解決していくことが重要であると考えております。

県は、現在、SACOの合意が着実に実施され、本県の過重な負担が軽減されるよう関係市町村と連携し取り組んでいるところであります。

また、米軍再編で、海兵隊司令部及び約8000名の海兵隊将校・兵員のグアム移転と、それに伴う嘉手納飛行場より南の米軍施設・区域の整理・統合・縮小が合意されたことは、県民の要望している過重な基地負担の軽減につながるものであり、確実に実施されなければならないと考えております。

県としては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理・縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

4 日米地位協定を抜本的に改定することにつきましては、県としては、日米地位協定の問題は、米軍基地が集中する沖縄という一地域だけの問題ではなく、我が国の外交・安全保障や国民の人権、環境保護などについてどう考えるかという極めて国民的な問題であり、外交責任を負う政府はもとより、地方公共団体、国民一人一人がみずからの問題として受けとめていただくよう、あらゆる機会を通じて訴えているところであります。

日米地位協定の見直しについては、これまでの本県の取り組み等により、全国的な動きにすることができたと考えておりますが、運用改善により対応するとの政府の姿勢を変えるには至っておらず、実現には厳しい状況があります。

県としては、米軍基地をめぐる諸問題の解決を図るためには、米軍や米軍人等の権利義務及び米軍の施設・区域の使用や権利関係を定めている日米地位協

定の抜本的な見直しが必要であると考えております。

このためには、より多くの国民や国会議員の皆様にも、地位協定の見直しの必要性を理解していただき、協力を得ることが大変重要であることから、引き続き、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会等と連携しながら、粘り強く取り組んでいきます。

次に、22ページをお開きください。

陳情第113号米国原子力潜水艦の冷却水漏れ事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 今回の米国原子力潜水艦の冷却水漏れ事故についての原因究明と詳細について、説明責任を果たすことにつきましては、8月29日に外務省を通じて公表された米側の最終報告通報によると、放射能を含む冷却水が漏れた原因は、閉じられたバルブからの水のしみ出しとのことであります。

県としては、米側の最終報告通報において具体的な原因が明らかにされていないことから、再度、外務省に照会したところ、最終報告と同様の内容となっております。

2 米国原子力軍艦の安全性についての情報は、軽重にかかわらず迅速にすべてを公表することにつきましては、県としては、放射能漏えいに関する通報がおくれたことは遺憾であると考えており、今後は遅滞なく通報するよう強く申し入れたところであります。

なお、外務省の8月4日付の報道発表資料によると、米側から外務省に対し、我が国における米原子力艦の安全性に関して通報がある場合には、事案の軽重にかかわらずいかなる場合であっても、遅滞なく官邸を含む関係省庁及び関係地方自治体に連絡・通報することとした、としております。

3 ホワイトビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないことにつきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、23ページをお開きください。

陳情第114号米国原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れに関する陳情につきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、24ページをお開きください。

陳情第116号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、25ページをお開きください。

陳情第120号米国原子力潜水艦ヒューストンからの冷却水漏れ事故に関する

陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1 今回の米国原子力潜水艦ヒューストンからの放射能を帯びた冷却水漏れ事故に関する原因の究明と、この間寄港した原潜の検査結果を公表することにつきましては、8月29日に外務省を通じて公表された米側の最終報告通報によると、放射能を含む冷却水が漏れたとされる原因は、閉じられたバルブからの水のしみ出しとのことであります。

県としては、米側の最終報告通報において具体的な原因が明らかにされていないことから、再度、外務省に照会したところ、最終報告と同様の内容となっております。

原子力潜水艦の放射能調査については、文部科学省科学技術・学術政策局が定めた原子力艦放射能調査実施要領に基づき実施されており、調査結果は、出港後速やかに公表されております。

なお、これまでの放射能調査結果において、異常値が検出されたことはありません。

2 今後一切の原潜寄港の中止を速やかに申し入れることにつきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

3 原潜の安全性に関する情報は、速やかに関係自治体へ報告することにつきましては、処理概要が陳情第113号の2と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、26ページをお開きください。

陳情第121号米国原子力潜水艦ヒューストンの冷却水漏れに関する陳情につきましては、処理概要が陳情第34号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情16件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○渡嘉敷喜代子委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

友利弘一文化環境部環境企画統括監。

**○友利弘一環境企画統括監** 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。



初めに、文化環境部関係の継続審議となっている陳情1件につきましては、処理方針に変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、新規の請願1件と陳情1件につきまして、処理方針を御説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

新規の請願第1号について、御説明します。

提出者は、新基地問題考える辺野古有志の会世話人宮城清子氏であり、件名は新基地建設に関する請願となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

4 沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、全般的な保護方策の検討に資するため、環境省が平成13年度から平成17年度にかけてジュゴンと藻場の広域的調査を県の協力を得て実施しておりますが、まだ不明な点が多く、今後の情報の蓄積が必要とされております。

環境省においては、今後もモニタリングなどの調査を実施していくとともに、漁業関係者を初めとする地元の理解を得つつ、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定等を含めた保護施策を検討することとしております。

県としては、環境省の動向を注視するとともに、引き続き調査等に協力していきたいと考えております。

フィリピンの事例については、情報が不足していることから、今後、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

5 これまで、県では基地内施設からの排水や基地周辺公共用水域の水質、底質及び地下水について測定を行っております。

その結果、キャンプ・シュワブ周辺地域において、鉛等の有害物質について異常は認められませんでした。

また、廃弾処理場周辺の環境影響を把握するため、平成19年6月に名護市久志及び名護市辺野古地区において、河川の水質及び底質の調査と地下水質の調査を実施しております。

その結果、鉛については、河川水及び地下水からは検出されず、河川の底質中の濃度は、これまでに県内の河川で見られた濃度の範囲内でありました。

赤土については、河川の堆積状況の指標となる底質中懸濁物質含量が、4段階の評価においては、辺野古川では堆積の最も少ないランクⅠ、オート川では歩くと河川水が濁る程度のランクⅢでありました。

県としては今後とも、キャンプ・シュワブ周辺の環境状況の把握に努めていきたいと考えております。

7 キャンプ・シュワブにおける造成工事については、沖縄防衛局から県に対

し、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく事業行為通知書が提出されております。

提出された事業行為通知書を審査した結果、赤土等流出防止施設等に関する計画は適切であることから、確認済通知書を送付しております。

また、県では、これまで立入調査を実施し、発生源対策等について指導を行ったところであります。

県としては、今後とも沖縄防衛局に対し、赤土等の流出防止対策や工事の進捗状況について確認を行い、必要に応じて立入調査や助言等を行っていきたいと考えております。

8 県は、代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見及び県意見において、埋立地等の存在による潮流変化や、地形変化、貝類を初めとする海域生物等への影響について、回避・低減策を十分に検討する必要があると述べております。

貝類の保護等については、現在、事業者において環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例に基づき調査等が進められており、環境影響評価を実施することにより、貝類等への影響が明らかにされ、その保全措置等が検討されることとなります。

県としては、当該事業実施区域及びその周辺が自然環境の豊かな地域であることから、事業の実施による環境への影響については十分な配慮が必要であると考えており、今後の環境影響評価手続において、慎重に審査し意見を述べていきたいと考えております。

9 沖縄防衛局の説明によると、代替施設の埋立用材については、沖縄県内で販売されている海砂等を想定しているが、今後、県内の海砂等の年間採取量や採取場所等を調査し、しゅんせつ土を含む建設残土や、県外からの調達も含め具体的に検討を行うとしています。

県としては、海砂採取による海域生態系への影響が懸念されることから、海砂の採取については、できる限り最小限にとどめる必要があると考えており、今後、沖縄防衛局と十分に調整を行っていく考えであります。

11 アスベストが使用されている建築物等を解体する際には、事業者は、大気汚染防止法に基づき県知事に特定粉じん排出等作業実施届け出を行い、解体現場におけるアスベストの飛散防止対策を実施することとなっております。

キャンプ・シュワブ内の兵舎については、沖縄防衛局が、解体予定の11棟についてアスベストの使用状況の調査を行い、4棟においてアスベストが使用されていることが確認されたことから、平成20年4月4日に沖縄防衛局から委託された解体事業者から作業実施届け出があったところです。

同届け出に基づき、北部福祉保健所及び名護労働基準監督署が合同で4月23

日にキャンプ・シュワブ内のアスベスト除去作業現場に立ち入りを行い、大気汚染防止法に基づく飛散防止対策及び労働安全衛生法に基づく労働者の安全対策が適切に実施されていることを確認しております。

また、県では、アスベスト飛散防止対策が適切に行われていたかどうかを確認するため、沖縄防衛局に関係資料の提供を求めたところ、作業前、作業中、作業後の周辺大気のアスベスト濃度測定結果等の資料提供があり、アスベスト濃度は一般環境レベルであったことから、除去作業は適切に行われたものと認識しております。

次に、27ページをお開きください。

新規の陳情第132号について、御説明いたします。

陳情者は、大浦湾のユビエダサンゴを守る名護市民の会平和丸基金代表大西照雄氏であり、件名は辺野古新基地建設における大浦湾作業ヤード計画の撤回を防衛省に求める陳情となっております。

それでは、処理方針を説明いたします。

1 環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例においては、対象事業の実施が環境に及ぼす影響を予測し、評価するために必要とされる環境の現状に関する調査は、事業者が行うこととされております。

大浦湾のユビエダハマサンゴ群落やアオサンゴ群落及び作業ヤードの設置による環境への影響に関する調査については、事業者である沖縄防衛局が調査を行っており、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価の中で、事業の実施によるサンゴ類への影響やその保全措置等が検討されることになると認識しております。

県としては、当該事業実施区域及びその周辺が自然環境の豊かな地域であることから、事業の実施による環境への影響については十分な配慮が必要と考えており、今後の環境影響評価手続において、慎重に審査し意見を述べていきたいと考えております。

2 大浦湾の作業ヤードについては、平成20年1月21日の知事意見及び3月4日の追加・修正資料に対する県意見において、自然環境及び生活環境が良好な地域で行われる環境影響が大きく不可逆性の高い事業であることを考慮し、その位置や、規模・面積・構造・形状等に係る複数案について、その検討経緯や環境影響評価の比較検討結果を明らかにした上で、最も環境への影響が回避・低減される案を選定することを求めたところであります。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

千木良芳範教育庁文化課長。

○千木良芳範文化課長 ただいま議題となっております、教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は新規1件、陳情は継続1件でございますが、陳情につきましては、前定例会において御説明申し上げた処理方針に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、新規の請願について御説明させていただきます。

説明資料の7ページをお開きください。

請願第1号新基地建設に関する請願につきまして、処理概要を御説明いたします。

キャンプ・シュワブ内における埋蔵文化財調査は平成19年度から沖縄防衛局や米軍との調整を行いながら、名護市教育委員会が実施しています。平成20年度も開発に伴う本発掘調査や埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査を実施することになっています。現在のところ、発掘調査は円滑に進捗しています。

また、埋蔵文化財調査ではおおむね4メートル四方の範囲の発掘を行っており、埋蔵文化財調査の観点からすれば、狭い部分のボーリングコアの成果は特に必要ではないと考えています。

教育庁所管の請願及び陳情は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

これより請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まず請願第1号ですが、3の処理概要のところです、2本の滑走路がV字型に配置され、飛行経路がほぼ海上になるよう設定されています。このことについて少し詳しく説明してしてくれませんか。

○上原昭知事公室長 2本の滑走路が陸側と海側にV字型で配置されているわけですが、例えば北東の風の場合はメインの陸側の滑走路に海上のほうから、名護市豊原地区のほうから入って着陸すると。同時に離陸の場合は海側の滑走路を使って名護市安部区側のほうに向かって離陸して行くということで、いずれも海上側から入って海上側に抜けて行くという説明でございますので、また逆の風の場合は逆の形で入って、逆の形で出て行くということでもあります。

○玉城義和委員 ほぼ海上となるという言葉の意味を少し説明してくださいと言っているんです。

○上原昭知事公室長 航空機の場合は経路によってずれたりしますので、そういう意味で必ず毎回きちんとした飛行経路になるという意味では、少しずれたりすると。そういう意味でほぼ海上だと理解しております。

○玉城義和委員 今の話は私は初めて県当局から聞いた話で、大変重大だと思っうんです。これまでの県議会答弁は、住宅上空は飛ばないということが一貫した答弁だったと思っております。我々はこれまでも国会の議論やアメリカの各種文書等々で、日米双方とも住宅上空を飛ばないということは国会でも政府が言明していることで、そのことを何回か指摘したと思っうんですが、それについて県はそんなことはないというのがこれまでの答弁だったと思っうんですね。今回初めて知事公室長は飛ばないと言っているわけで、これはこれまでの県の考え方、答弁を修正するというのでしょうか。

○上原昭知事公室長 いかなる訓練であっても、住宅地上空を飛ばないことはあつてはならないとこれまで答弁しておりますし、現在もそういう考えでございます。

○玉城義和委員 飛ばないことがあつてならないということと、現にこれが運用の中で、おっしゃるように訓練等々で外れることがあるという認識を示されているわけですから、この2つの関係はどうなっているんですか。要するに県が希望的に飛ばないことがあつてはならないということと、現に飛ばないことがあり得ると

いう認識はどうなの、これは。

○上原昭知事公室長 住宅地上空を飛ぶことがあるというふうな発言はいたしておりません。

○玉城義和委員 住宅地上空を飛ばないようにするために2本の滑走路が設定され、飛行経路がほぼ海上になるように設定されていると。だからほぼというのはどういう意味なんですか。

○上原昭知事公室長 先ほども申し上げましたとおり、基本的に海上部分を飛ぶんですが、細かいところで風向きによっては若干のずれはあるんじゃないかと、そういうずれの部分でほぼと申し上げたわけでございます。

○玉城義和委員 もう既に何回も指摘をしているわけですが、アメリカの首相官邸文書とか発言とか、国会での正式の答弁でも、住宅地上空を飛ぶことがあり得ると、これは日米両政府の公式発表なんですよ。これについては知事公室長は承知はしているのですか。こういうのがあるということは。

○上原昭知事公室長 緊急やむを得ない場合には飛ぶことはあり得るということは承知しております。

○玉城義和委員 承知しているのであればこれが日米両政府の正式な見解であって、今ここでほぼ海上だという認識も、この日米両政府の認識に近いんじゃないですか。

○上原昭知事公室長 基本的には海上上空を飛ぶという認識でありますので、緊急やむを得ないときには住宅地上空を飛ぶこともあり得るということについては承知しています。

○玉城義和委員 緊急のときには住宅地帯を飛ぶこともあり得ると承知しているということは、このV字型滑走路をつくっても結局今おっしゃるように県としても日米両政府同様、住民の上空を飛ぶことはあり得るという認識をしているということだと思いますね。そういう意味ではこれまでの県の県議会での発言とはかなり異なってきているんじゃないかと思うんですが、どうですか。

○上原昭知事公室長 飛行航路等については、我々は現在可能な限りもっと沖合へ寄せていただきたいということで、陸上部分を避けるようなことを求めているわけでありまして。それと名護市は今後使用協定を求めていくということで、その中で住宅地上空を飛ばないようにということは、名護市のほうで当然求めてくるという理解でございます。

○玉城義和委員 質疑に的確にお答え願いたいんですが、非常に重要な発言をしていると私は思っております。従来の県の答弁は、希望的な観測もこれはありましたが、基本的にこのV字型によって上空は飛ばないと言い切ってきたと思うんですね。今の知事公室長の発言は明らかに違う発言をなさっていると思います。これは運用は米軍がやるわけでありまして、嘉手納飛行場、普天間飛行場の騒音防止協定に見るように、ほとんど例外規定をつくって運用の次第によってはこの限りではないというのがずっと行われているわけでありまして、むしろ知事公室長が言うように、事態によっては上空も飛ぶことがあると認識しているというのがごく自然だと思うんですね。沖縄県が何と言ったってこれを運用するのはアメリカであって、日米が事前にそういうことを国会等と言っている以上は、沖縄県がそういう認識をするのは当たり前ではないかと私は思います。それが一つで、もう一つ、次に進みますが、同じ請願第1号の9番、海砂の採取ですが、埋め立てに必要な砂は大體いかほどになるのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 普天間飛行場代替施設建設事業に係る埋立用材につきましては、海砂1700万立米を用いるという説明がされております。

○玉城義和委員 これは県内ではどれくらいの調達が可能なんですか、

○友利弘一環境企画統括監 事業者の方が県内から幾らかというのはまだなんですが、県内で平成17年度の海砂の採取量ですが、約140万7000立方メートル、平成18年度におきましては95万8000立方メートルという状況になっております。

○玉城義和委員 この約140万立方メートルとか約95万立方メートルというのは当然県内での需要があつてのことであるわけですから、これをすべて使うわけにはいかないわけですね。そうしますと大部分は県外ということになるのでしょうか。現実的な問題として、これを何年間でどう調達するかということは、非常に環境等に深いかかわりをもってくるわけで、当然この見通しを沖縄県と

しても協議をして細かい話がないとわかりませんということでは通らないと思うんですね。

**○友利弘一環境企画統括監** ただいま御説明いたしましたとおり、埋立用材の海砂については1700万立方メートルという説明がございました。この量が大量であるということで、環境影響評価方法書に係る知事意見においても、県外も含めた調達先を複数案検討するようという意見を述べております。沖縄防衛局から提出されてきた追加修正資料におきましても、しゅんせつ土を含む建設残土の受け入れや県外からの調達等も含め、具体的に検討を行うとの見解が示された。私どもとしましては埋立用材の確保については区域及びその周辺の生態系に著しい影響を及ぼさないように、十分な配慮が必要であるという観点で、また今後この次に出てまいります環境影響評価準備書段階においてチェックいたしまして、必要な意見を述べていきたいと考えております。

**○玉城義和委員** 県としては今現在は把握していないということですか。これは極めて無責任だと私は思います。これは大変環境に負荷を与えるんで、当然そういうことの詳しい見通しがなくて、環境影響評価をやっていくというのは非常に無謀なことだと思っています。1700万立米といってもちょっとピンとこないんで、10トントラックでいうと何台くらいになるんですか。

**○友利弘一環境企画統括監** 計算しましたところ、10トントラックで約170万台の予定でございます。

**○玉城義和委員** もう少しいくんじゃないかと思えます。例えば200万台のトラックがこの四、五年間に市内を走るといのがどういう状況かというのが、これはすさまじい状況じゃないかと思えますね。海から運んでくるのか、陸地におろして陸路を運ぶのかわかりませんが、そういうことを考えただけでも物すごい交通量の増大と環境の変化に相当な負荷を与えるんじゃないかと思えます。だからこれ一つとっても、いかにこれが大変なことかというのが私はわかるように思うんですね。もうちょっと詳しく、直ちには言いませんので、トラック何台分かということぐらいは午後からでもわかるようにしていただけませんか。そしてどこから持ってくるのかわからないというのでは、陸路なのか海路なのかわかりませんが、その辺もきちっと把握していただきたい。もう一点だけ、知事公室長、請願第1号とか陳情第89号、新規の陳情第102号とか全般的にかかわる問題、飛行場の沖合移設という問題ですが、文化環境部も含め



てお聞きしますが、現在埋立予定部分、飛行場部分というのは何ヘクタールになっていますか。

○友利弘一環境企画統括監 環境影響評価方法書図書によりますと、約160ヘクタールと記載がございます。

○玉城義和委員 陸を含めると何ヘクタールなんですか。

○友利弘一環境企画統括監 陸上部分を含めると約210ヘクタールとなっております。

○玉城義和委員 そうすると今の環境影響評価はこの210ヘクタールを対象にして調査が行われているということですね。

○友利弘一環境企画統括監 210ヘクタールに加えまして、作業ヤード、土取り場等もありますので、そこも含めた環境影響評価をしているということでございます。

○玉城義和委員 それは場所としては線を引かれているように限定されているんですよね。ちゃんとここからここまでというのは。

○友利弘一環境企画統括監 事業実施区域という形で地図のほうでちゃんと示されております。

○玉城義和委員 沖縄県環境影響評価条例と沖縄県環境影響評価条例施行規則から少し質疑したいんですが、条例第2条を受けて、施行規則第3条で、条例第2条第2項第1号に係る事業は別表第1にするというのがありますね。別表第1の5を受けて、別表第2の11というのがあります。つまり沖縄県環境影響評価条例で、埋立部分が何平米以下であれば変更がなくてできるかという規定がありますね。これは埋立部分の増加が幾ら以上であれば、もう一回やり直しが必要になるのでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 いわゆる手戻り要件ということですよ。埋立面積の20パーセント以上を超えると一つの要件に当たるということになります。

○玉城義和委員 沖縄県環境影響評価条例施行規則で、別表第2の11に、飛行場及びヘリポートの区域の位置というのがありますね。事業の緒元の中に。この中で手続を経ることのない修正の要件というのがありますね。これだと何ヘクタール以下になっていますか。

○友利弘一環境企画統括監 飛行場関係につきましては、滑走路の長さが20パーセント以上増加しないこと、それから飛行場部分の面積が一般地域におきましては10ヘクタール未満であれば該当しませんということです。

○玉城義和委員 10ヘクタール以上の埋め立てが必要になった場合には見直しが必要だと。再度沖縄県環境影響評価条例ではやり直しが必要だということですね。

○友利弘一環境企画統括監 飛行場部分の面積が10ヘクタール以上、その部分が埋め立てになればそうなります。

○玉城義和委員 解釈の仕方ですが、例えば先ほどおっしゃった160ヘクタール埋立部分、そして含めて210ヘクタールという部分がありますね。この210ヘクタールプラスアルファがあるんでしょうが、その部分から10ヘクタール以上埋め立てがふえた場合には、沖縄県環境影響評価条例ではもう一回やり直ししなければならないということになるんじゃないでしょうか。

○友利弘一環境企画統括監 今申し上げましたとおり、飛行場につきましてはその代替施設計画緒元というのがございますので、滑走路と面積がございますので、面積につきましては飛行場区域の10ヘクタール以上となりますと手戻り要件になりますということです。

○玉城義和委員 以上の答弁を前提にして考えてみると、私は前から非常に疑問だったわけですが、飛行場の滑走路を沖合に出すという話ですね。これは知事公室とも関係しますが、そうしますと10ヘクタール以上の埋め立てのときには沖縄県環境影響評価条例のやり直しが必要だという今の答弁でありますから、現行で沖合展開ということの絡みで言えば、滑走路を今の環境影響評価の調査では、沖合に出す面積というのには限られるのではないですか。どうですか。今の方法でやるとすればね。

○上原昭知事公室長 現在可能な限り沖合に、生活環境の軽減を図るためには可能な限り沖合に出していただきたいと要求を求めているわけですが、同時に現在環境影響評価を行っておりますので、環境に与える影響も含めて配慮して、合理的な理由があれば沖合移動も念頭にというのが政府の発言している立場でございます。具体的にどのくらい可能かどうかについては、事業者である防衛省のほうで検討して、環境影響評価の結果なども踏まえて明らかにしてほしいというのが県の立場であります。

○玉城義和委員 逆の話をしているんだよ。では文化環境部答えてください。今言った10ヘクタール以上の新規の埋め立てが必要な場合には、沖縄県環境影響評価条例施行規則においては見直しをしなければならないと書いているわけで、そういう意味で言えば、飛行場の今の滑走路1800メートルだから、プラス100メートルずつ入れて1600メートルプラス200メートルで1800メートルですね。1800メートルを沖にそのままずらしていくと、10ヘクタールの部分をずらしていくと何メートル沖合に寄るんですかということです。

○上原昭知事公室長 単純な計算でいきますと、防衛省の説明によりますと50メートルとか55メートルとか、そういう説明がなされています。

○玉城義和委員 そういうことでありまして、私がやった計算でも10ヘクタールというのは2000メートル掛ける50メートルですよ。これで10ヘクタール。それと飛行場の滑走路の長さが約1800メートルあるわけだから、これを沖合に最大ずらしても、10ヘクタールを1800メートルで割ると55.6メートルにしかないんですね。そうすると今知事がおっしゃっている沖合展開というのは、現行の環境影響評価でいけば、最大限やって埋め立てを引き延ばしていても50メートルしか延ばせないんですよ。そうすると今言っている、できるだけ沖合展開という話は、当然今の沖縄県環境影響評価条例あるいは沖縄県環境影響評価条例施行規則の範囲で言えば、そういうことにしかありませんよということなんです。これはどう認識されていますか。

○上原昭知事公室長 どれだけ延ばすかについては防衛省が飛行場の位置の確定に向けて今協議をしているところでございます。単純に延ばすのか、あるいは工夫があるのか、防衛省のほうでいろいろ検討されると思います。また場合によっては環境影響評価方法書の手戻りということも物理的には可能なわけですし、防衛省のほうでどのような判断をなさるのか、今後とも詰めていき

いと考えております。

○玉城義和委員 きょうは事実関係だけを確認しておきたいんですが、今の沖縄県環境影響評価条例でいくと、おっしゃるようにせいぜい55メートルと。それをもっと延ばすのであればやり直すと、こういうことでいいですか。

○友利弘一環境企画統括監 今委員のおっしゃる沖縄県環境影響評価条例施行規則の別表第2の飛行場部分につきまして、表の中の手続を経ることを要しない修正の要件といたしまして、まず滑走路につきましては20パーセント以上増加しないこと、それから飛行場区域等の部分の面積が10ヘクタール未満であることというのが、今別表で定められた規定であるということです。

○玉城義和委員 もうちょっとわかりやすく発言してもらわなきゃなりませんね。要するにここに延ばしていくのは滑走路を延ばしていくわけですからね。当然10ヘクタール未満ということは対象になるわけですね。

○友利弘一環境企画統括監 今申し上げましたとおり、滑走路の長さというものと、区域の面積の問題ですから、これがオーバーした場合は手続を要するということになります。

○玉城義和委員 今知事公室からも文化環境部からもあったように、要するに飛行場部分を今の環境影響評価で延ばしていくと、せいぜい50メートルくらいしか延ばせない。これが現行法の枠なんですね。したがって、非常にこれまでの答弁で、いやこれはできるだけと言っている話は、非常に現行調査もしながら法律の中で縛られていながら、そういうことをやっていることに非常にあいまいさがあるということで、この10ヘクタール以上やるときにはもう一回やり直しが必要だということは両者認めましたので、そこはひとつ明らかにしておいて、沖合展開の限界性というものをここはみんな確認しておく必要があると思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 まず請願のほうの1ページ。今玉城委員からも少し質疑があったかと思うんですが、この処理概要の2番のほうですね、沖縄防衛局による

と、現在のところ、V字型案についての住民説明会を開催する予定はないという説明が出ておりますが、果たして本当にそれでいいのかなと疑問に感じるんですが、本来ですと地域の声をしっかり、まず名護市長が受け入れをしましたが、やっぱり名護市辺野古区民、名護市久志区民の皆さん方とのちゃんとした話し合い、説明会をする、県としてはそれをどんどん進めるほうがいいと思うんですが、それについてまずお答え願います。

**○上原昭知事公室長** 現在のところ沖縄防衛局からは説明会の予定はないということですが、県としてはやはり地元の理解と協力を得るためには何らかの形で住民に周知あるいはそういう内容を説明するということは必要かなと思っております。

**○中川京貴委員** 米軍基地関係特別委員会で、キャンプ・シュワブに視察に行ってきたんですが、そのときも沖縄防衛局の説明を受けましたが、一番気になったのが、その名護市辺野古区域、久志区域は、例えば基地が建設された後に騒音が75W E C P N L以上はないというんです。うるささ指数が75以下であると。その理由としては、防音工事の対象にならないという説明を受けましたよね。皆さん、覚えていますか。それを聞いたとき一番びっくりしたんですけどね。国の認識としては、そんなにうるさくないよと。75W E C P N L以上ないという説明を受けましたので。それをどういうシミュレーションをとったのか。75W E C P N L以上から防音工事の対象になるかと私の認識では思います。その75W E C P N L以下という数字を出してきたということに対して、名護市辺野古区民、また地域の住民との説明会がなされているのか、それを疑問に感じたものですから、それは県として認識があったのかお聞かせ願いたいと思います。

**○下地寛環境政策課長** 環境影響評価方法書で出された騒音については、現在の普天間飛行場でのヘリコプターの騒音を参考に、予測コンターを引いておりますが、その中で75W E C P N Lというのがありまして、それからすると名護市辺野古集落には75W E C P N Lはかからないという予測になっております。

**○中川京貴委員** 実際に75W E C P N Lという騒音、ヘリコプターとジェット機の騒音でも、やっぱり人体に与える体感は全く違うと思いますね。これは嘉手納飛行場でも経験があるんですが、ジェット機の場合には一瞬騒音でバーンと出て行きます。ヘリコプターはパタパタして長いことあるもんですから。僕

はその件で一度地元の方からもそういう話を実際に聞いたことがあります。そのときにこういう説明会をしていないということにちょっと疑問を感じるものですから、ぜひ県も沖縄防衛局も一緒になって、一番懸念されるのが地元なんです。その結果、5年後、10年後、本当にやった後に、なぜ私がそれを聞くかというのは、嘉手納飛行場と名護市は違うということなんです。嘉手納飛行場は地域住民の意思に関係なく、無理矢理基地が建設されたんです。しかし名護市の場合には名護市長を初め名護市民が、仲井眞知事が3年以内にやるという意思表示をしたときに、それから宜野湾市の危険性の除去をしようということで、苦渋の選択で名護市においてもいろいろなことがあったと思います。特に名護市辺野古においてもあると思います。それに対して沖縄防衛局、県がちゃんと説明をして理解をしてもらっての話し合いをしないと、これは決まったからって押しつけたんでは大変なことになると思います。ですから今説明では75WECPNLないと、騒音はないというシミュレーションが出ていると説明していますが、そういったことを知っているんだったら、なぜ名護市民にこういうことを説明しないんですかというのを聞きたいんです。それと玉城委員からも少しありましたが騒音防止協定、嘉手納町にも夜間防止協定というのがあるんですよ実際は。しかし、なかなか守られないという現実もあります。その辺で名護市ももっと米軍と沖縄防衛局も含めて使用協定について、真剣に中身について話し合う必要はないのかなと。今沖縄本島中部地区の市町村首長からも、嘉手納飛行場に係る使用協定について何度も陳情しているけど、なかなか実現しないということがあります。米軍と日本の使用協定ですね。名護市においてももっと使用協定についても県として推進していく必要があるんじゃないかと思いますが、答弁をお願いします。

**○上原昭知事公室長** 使用協定については今後、今名護市と当時の防衛庁長官との基本合意書の中でも使用協定の件については明記されておまして、これは普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で今後協議していくということになっております。現在、環境影響評価を実施中でございますので、今後環境影響評価準備書、環境影響評価書という中で、その辺についてもいろいろ明らかにされてくるかと思えます。いずれにしてもやはり地域住民に十分な説明を行うことは最低限必要なことでもありますので、県としてもその辺については沖縄防衛局のほうに求めていきたいと考えております。

**○中川京貴委員** 今知事公室長が言った、使用協定を進めているというんですが、この中に名護市辺野古、久志区民の要望や、こういったことをやるべきだ

というものも含まれているんですか。

○上原昭知事公室長 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中でその使用協定の中身のほうまで踏み込んだ協議は現段階では行われておりませんが、現在位置の確定に向けて県、名護市等政府の間で協議をしている段階で、その辺が環境影響評価等も進んでその辺も明らかになると、次の段階として使用協定等の問題にも当然進んでいくと考えております。

○中川京貴委員 4ページの7番のほうですね。県は立入調査を実施したという話がありますが、これは何回立入調査をして、今後こういった立入調査が緊急で可能なのかどうか。

○友利弘一環境企画統括監 赤土関係だと思いますが、3回実施しておりますが、最終のものは台風13号のとき、ちょうど沖縄本島に最接近という日だったと思うんです。2回目のほうは晴れだったんですが、最後のときはちょうど台風で雨が降っている状況で、3回確認をしております。その都度事業者の沖縄防衛局に対しまして調査の申し入れをいたしまして行っているという状況です。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか  
山内末子委員。

○山内末子委員 中川委員のほうからありましたので少し関連ですが、請願第1号の2項目目、今ありました政府のほうで説明会の予定がないということですが、これは事務的な問題で予定がないのか。それとも説明会をする必要性がないのかどうか、その辺をもうちょっと具体的にお願いいたします。

○上原昭知事公室長 細かいところまでまだ聞いておりませんが、現段階においては住民説明会を開催する予定がないと。必要があるかどうかについては確認いたしております。

○山内末子委員 この必要がないかどうかということの確認はしていないということですが、やはりそれは先ほど中川委員からもありましたが、本当にとっても大事なところだと思いますよね。住民の理解と協力を得なければ、建設に向けても、県のほうは実施もしていきたいという考えもありますので、政府もそ

うだと思えます。それであるならば、当然のごとく住民に逐一この件についてこうだという生の情報をしっかりと説明していくことが大変必要だと思いますが、そういう面について政府のほうではもう政府間の話だから、住民は全く蚊帳の外でという形に受けとめられますが、そういう姿勢について県としてどういう考えを持っているのかお聞かせください。

○上原昭知事公室長 県としても必要だと思いますので、沖縄防衛局のほうにも申し入れていきたいと考えております。

○山内末子委員 申し入れだけではなくて、期間を明示していただいて、いつごろまでには第1回の、第2回のという形で、具体的な計画を県のほうから求めていく。これが強い求め方だと思います。ただぜひやってくださいよということではなくて、その辺はきちっと県のほうもそういう姿勢を持っていたきたいと思いますが、もう一度よろしく願います。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局の説明も十分に聞いて、できるだけ早く必要な時期においては説明会あるいは説明のための何らかの措置を強く求めていきたいと考えております。

○山内末子委員 もし政府がそういう予定が立てられないとか言うのであれば、県独自でも、今この時期ですので、政府は置いておいても、県独自としても名護市と一緒にあってそういう今の状況を説明する説明会なりを予定、計画として考えられるかどうか、願います。

○上原昭知事公室長 基本的には事業者がきちんとやるべきだろうと思えますので、その辺については強く求めていきたいと思っておりますが、県は県としての考え方を名護市等とも相談しながらきちんと周知させるように努力していきたいと考えております。

○山内末子委員 その辺のところぜひよろしく願います。この間、国立沖縄工業高等専門学校の方にヘリコプターの低空飛行がありましたよね。やはりそういった意味では、その地域の皆さんは受け入れを表明している皆さんもおりますが、学校関係にも今の時期的なところでそういうことも起きるんですから、やはり不安な気持ちというのは大変多くなっていると思えます。そういう意味でぜひ、県の姿勢を示していただきたいと思っております。



それと2ページ目の10項目で、強襲揚陸艦エセックスの演習中止がありますが、この演習内容について把握していれば教えていただきたいのですが。

○上原昭知事公室長 そのエセックスの演習内容については把握しておりません。

(傍聴人から答弁に対するやじあり)

○渡嘉敷喜代子委員長 傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、又は騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。なお、委員長の命令に従わないときには、沖縄県議会委員会条例第16条第2項の規定により退場を命じますから、念のため申し上げます。

山内末子委員。

○山内末子委員 できればこれも要望ですが、やっぱり請願が出ている限り、その中止を求める要請が出ているんですよね。それであるにもかかわらず、エセックスの演習がどういう演習なのかということが、皆さんのほうで把握していないということは、やはり請願者の皆さんにも大変申しわけないことだと思っております。こういった請願が出た限り、そういうことをきっちり調査していただいてこちらに臨んでいただきたいなと思います。きょう持っていないければ後ででもよろしいですので、演習内容について資料の提供をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○上原昭知事公室長 訓練の内容について政府に照会しておりますが、米軍の運用に係ることであり、その内容は明らかにできないという回答がありますので、訓練内容を把握することは難しいかなと思っております。

○山内末子委員 概略的なものもだめですか。

○上原昭知事公室長 内容が向こうから示されておられませんので、我々もつかんでいないという状況であります。

○山内末子委員 もしつかめたらつかんだ時点でお願います。努力はしてください。

○上原昭知事公室長 再度政府のほうに照会するなり、努力してみたいと思います。

○山内末子委員 4ページの4項目目、今ジュゴン保護区の設定についてのことですが、フィリピンの事例についてまだ情報が収集できていないということですが、今後いつごろをめどに情報収集ができるのかどうか。あとどういう形で収集していくのかお聞かせください。

○友利弘一環境企画統括監 なかなかインターネットで文献等を調べてはいるんですが、インターネットを調べてみますと、国内法で—ジュゴンについてはフィリピンの国内法で保護の対象となっておりまして、保護や販売は禁止されているというのが一つの情報で、保護区については生物多様性の保全、漁業資源の保護などそれぞれの目的に応じた保護区制度などもあるという情報をインターネットで調べたんですが、なかなか少ないということもありまして、今後国の機関や研究機関なども含めて、情報収集に努めていきたいと、インターネット等も含めて、そう考えております。

○山内末子委員 専門家の方々も多くいらっしゃいますので、収集しようと思えばそんなに難しいことではないと思います。ぜひ早目に収集していただきながら、ぜひ保護に係る件で頑張っていたいただきたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 継続の陳情第62号、12ページ、嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進に関する陳情で、新たに嘉手納基地からF15戦闘機の未明離発着の訓練があったわけですね。これに関して県当局が知り得ていることを答弁いただけますか。何時から何時、何機、騒音がどれくらいのものだったとか。

○又吉進基地対策課長 その経緯につきまして県が知り得た情報について説明いたします。10月2日の13時30分に嘉手納基地渉外部から、10月4日の土曜日午前0時から午前4時の間にF15戦闘機12機余りが早朝離陸を行う予定であるという通報がございました。同日14時18分に基地対策課から嘉手納基地渉外部に対して口頭で、まことに遺憾であることと、深夜早朝の離陸を回避するよう強く要請しております。10月4日の土曜日午前2時5分に、基地対策課の職員

も含めまして現場で次のとおり確認いたしました。全19機、内訳といたしましてはF15戦闘機が16機、KC135空中給油機が3機離陸したと。その後きのうになりまして、3機が予備機で帰ってきたということでございます。さらに当日の騒音でございますが、私どもは嘉手納町役場の測定値を現場で確認いたしましたところ、最大が94.1デシベルでございました。

○桑江朝千夫委員 10月2日に未明離陸等を行うという報告があつて、口頭で抗議要請をしたと。そして10月4日にそれにもかかわらずそれが行われたわけですね。その後は県はどうしましたか。

○又吉進基地対策課長 その後につきましては、航空機の運用等について事実の情報収集に努めているということでございます。

○桑江朝千夫委員 今後嘉手納基地周辺の市町村では、これに対し抗議行動が起こると予測はされるんですが、要請、抗議をしたにもかかわらず強行したことに關しては、ぜひその後どういったことがあったかという調査だけでなく、強く改めての抗議というものをしてもらいたいと思いますが。こういった未明離発着は少なくともことし1年でこれまで何回くらい行われていますか。

○又吉進基地対策課長 ことし4回目であります。

○桑江朝千夫委員 4回それぞれに抗議、中止要請はしていますか。

○又吉進基地対策課長 基地対策課からそれぞれやっております。

○桑江朝千夫委員 それはわかりました。少し数字が、僕が知り得たものとはちょっと違うんですが、騒音に関して、まず94デシベルと言っていました、これは最大ですか。そしてこれが19機行って、3機予備機が戻ってきたということですから、1回だけじゃないんですよ。バーンと行ってそれだけじゃないわけです。その騒音が午前2時5分に出て、何時までで、何回あったかというのは把握していれば教えてください。

○友利弘一環境企画統括監 県の常時行っております測定局での測定結果になりますが、北谷町砂辺局が午前2時17分に109.4デシベル、同18分に107.9デシベル及び108.5デシベル、同21分に82.0デシベル、同52分にこれは最大ですが

109.9デシベル、同53分に109.2デシベルを記録しております。それと嘉手納町屋良局であります。午前2時5分に93.6デシベル、同16分に80.6デシベル、同17分に83.7デシベル、同18分に78.3デシベル、同19分に82.9デシベル、同51分に79.6デシベル、同52分に79.9デシベル、それから沖縄市知花局であります。こちらでは午前2時45分に85.8デシベル、同51分に85.3デシベル及び87.2デシベル、同52分に85.9デシベルという記録がされております。

**○桑江朝千夫委員** 北谷町砂辺局においては100デシベルを超える騒音が3回もあったということで、大変な状況だったんじゃないかという感じがするんですが、ことし4回もそういうことがあるし、嘉手納飛行場から派生する諸問題の解決促進に関する陳情というのを沖縄県中部市町村会が出しているのは、これは毎年出さないといけなくなるんです。その周辺住民のつらさというものをしっかり認識していただきたい。嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会とともに、沖縄県中部市町村会とともに、こういったことも要請抗議するのであれば、ぜひ地元の住民の側に立って、知事も一緒に抗議行動したらいいですよ。ずっとある限りずっとこれで悩まされている。その解決に向けて、県は先頭に立って沖縄県中部市町村会の首長を初め—というよりも住民側に立って努力していただきたいと思います。今後の行動に関しても、口頭での抗議とかではなくて、しっかりとした文書でもって強いアピールを持ちながら、夜中の離発着、訓練を中止するように申し入れることはしますか。

**○上原昭知事公室長** これまでも沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じて訓練の早朝離陸がないような要請は行っております。それから政府の一例えば防衛大臣や沖縄担当大臣、あるいは国会の委員会の皆さんが来県した際等々についても、文書で知事として要請を行っておりますし、さらにそういう文書がない場合においても、早朝離陸の件については知事として強く政府の関係者あるいは国会の方々にも求めておりますので、今後も関係市町村と連携して、強く取り組んでいきたいと思っております。

**○桑江朝千夫委員** 騒音に関するのはこれぐらいにしますが、最近また米軍が暴れて、タクシーとか、この2カ月の間の事件、事故の報告ができますか。

(休憩中に、委員長から陳情の内容以外のことについては質疑できない旨の注意あり。)

○桑江朝千夫委員 最後に、これまで騒音防止のために未明、早朝訓練中止の抗議要請をしたということなのですが、政府自身はどういう見解なんですか。

○上原昭知事公室長 先日防衛省の増田事務次官が来県しまして、知事と面談いたしておりますが、知事のほうから嘉手納基地のF15戦闘機の未明離陸について、行わないように増田事務次官に申し入れたところ、事務次官としては政府としても米側に善処を申し入れているし、粘り強く、また今後とも申し入れをしていきたいと。そういう意味では政府としてもF15戦闘機の早朝離陸はできる限り避けるべきだということを米軍側に申し入れていると認識しております。

○桑江朝千夫委員 F15戦闘機は欠陥機だと言われているんですが、県としてもそういう認識はありますか。

○上原昭知事公室長 米軍側もそれから日本の航空自衛隊においても、F15戦闘機の安全性は確認されているという見解であります。県としてもそういう安全性を確認した上で飛行が行われていると考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 1ページ、請願第1号で教えていただきたいんですが、キャンプ・シュワブ内における新基地建設予定地周辺の調査を行ってもらいたいと、名護市辺野古を初め久志地域13区の住民から意見を聞くことということに対して、県としては地元の意向の把握に努めているところでありとなっておりますが、そういう聞き取り調査なんかはされているんでしょうか。されているとしたら何回くらいどの地域で行っていますか。

○上原昭知事公室長 現在キャンプ・シュワブへのV字型の移設については、政府のほうがある意味では県の頭越しに当初案を変更して設置するということでございまして、県として地元住民の意向に関する調査等は行ったことはございません。ただ地元、特に名護市久辺3区やあるいは宜野座村松田区あたりの区長やそういう幹部の皆さんとの意見交換は行っております。

○新垣清涼委員 今宜野座村松田区の幹部という説明なんですが、本会議の一般質問、代表質問の中で、地元は賛成しているとよく表現されていますよね。その場合に地元というのは地元住民のことなのか、それとも名護市は賛成している、あるいは久志区の評議委員会が賛成の意向を示しているとか、そういうことで地元ととらえてらっしゃるのか。どっちなんですか。

○上原昭知事公室長 基本的に名護市が受け入れ表明しておりますので、名護市長が責任者として地元の代表者であると理解しておりますし、それに区のほうも環境影響評価意見表明の中でも、地元としてそういう意見表明をしておりますので、住民代表の地元行政区等々が代表だと考えております。

○新垣清涼委員 名護市長は確かに市長に当選されているわけですから代表であるわけですよね。ところが住民投票の結果というのは、市長の意向と全然違う結果が出ているわけですよ、基地に関しては。それからよく知事も、私も知事選挙で選ばれたんだから、知事として沖縄県の意味を代表するんだとおっしゃるんですが、私たちがさきの6月8日の沖縄県議会議員選挙で、野党が多数で当選してきたと、これもやはり地元の意見だと思うんですよね。そういうときに皆さんが地元というときに、非常にこの表現からすると地元住民なんですよ。県としては、地元の意向の調査に努めているところであり、今後とも地元の理解と協力を得るために、名護市等と。ここで名護市が出てくることは恐らく名護市長との相談だという解釈をしているわけですが、地元というときにやはり地元住民の意見をしっかりと聞いていただきたいなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○上原昭知事公室長 基本的に地元の意向をそこで事業を行う事業者がきちんと把握し、それを踏まえて事業を実施すべきだろうと考えておりますが、県としても当然地元の意向を確認することは重要でありますので、その辺については意見交換を行いながら、特に名護市と連携しながら、地元の意見の把握に努めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員 事業者がということで答弁なさるんですが、事業者は地元の意向を調査されているという認識ですか。

○上原昭知事公室長 具体的な調査はやったかどうかについては承知しており

ませんが、基本的に我々としては事業者はそういう地元の意向の把握にもっともっと、あるいは先ほど申しあげました飛行場の今後の建設に向けてのいろいろな中身を説明していく必要があると思っておりますので、その辺については沖縄防衛局のほうにも、県としてももっと努力するように求めていきたいと考えております。

**○新垣清涼委員** 先ほど知事公室長は、県の頭越しに変更されたということをおっしゃっていますよね。ということは頭越しにとおっしゃるその根拠は、事業者は地元の意向、県の意向を聞かないでそういうことを決定したと、そういう表現ですよ。であるならば、やはりそこはしっかりと県の意向として事業者に強くそういうことを要請するようにしていただきたいのですが。

**○上原昭知事公室長** この件につきましては、当時の稲嶺知事に何ら県側に説明もなく決定されたという経緯があります。しかしその後名護市や宜野座村と当時の額賀防衛庁長官との基本合意がありまして、さらに当時の県としても基本合意を踏まえて確認書を政府と交わしたわけです。その後普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催されまして、現在の仲井眞知事はこれに対して強い不満を表明したわけですが、当時の久間防衛庁長官がこれについてはある意味で悪かったという発言を得て、もっとちゃんと説明すべきであったという発言を得て、現在に至っているということでもあります。

**○新垣清涼委員** 強い要請によって政府の役人もおわびをしたということであれば、先日も知事は防衛外交については地元の意向も取り入れるべきだと発言をされていますね、新聞報道によりますと。そうしますと沖縄県は、よく言われる米軍基地の75パーセントを負担しているわけですから、そういう意味では基地問題に関しては沖縄県の知事は75パーセントを強く主張する必要があると思うんです、全国知事会の中でも。75パーセント負担しているわけですからそれだけ言う権利があるわけですよ。そのことをしっかりと主張していただきたいなと思うんですが。

**○上原昭知事公室長** 現在も県民の過重な基地負担を軽減するために、米軍再編で示されたグアムへの指令部あるいは8000名の兵員の移設、あるいは嘉手納飛行場から南の施設返還について強く求めているところでありまして、あわせていろいろな事件、事故等々からくる負担についても機会あるごとに政府に求めておりまして、やはりこの件については今後とも強く主張していく。知事も

主張していくし、県としても主張するという考えでございます。

○新垣清涼委員 陳情第102号、21ページの、抜本的に改定することについても、先ほど申し上げましたように知事がこれだけ大きな負担をしている、基地を75パーセント負担していると言う知事は、もっと地域住民の声を聞いて、そしてそれを反映するのが知事の仕事だと思いますので、強く主張していただくことを要望しまして終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時20分

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 原子力潜水艦の寄港について幾つかお願いします。まずことしに入ってきょうまでの最新の寄港回数をお願いします。

○上原昭知事公室長 30回であります。

○照屋大河委員 去る冷却水漏れ事故について、8月29日の報告については具体的な原因が明らかにされていないことから改めて外務省に照会しているということですが、去る報告については県としては納得していないということでしょうか。

○上原昭知事公室長 具体的な内容が明らかにされておきませんので、最終回答とは言っていますが、その内容は前回と同じような内容でありますので、これで明らかになったとは考えておりません。

○照屋大河委員 午前中も地元ということについて、これは名護市辺野古の受け入れについての地元ということで議論がありましたが、地元の定義ですね、賛成している反対しているということがありましたが、原子力潜水艦の寄港に



については今回の陳情9件のうち6件、それも議会それから市長、沖縄県中部市町村会としても寄港反対の意思表示をしているわけです。しかし県は日米安保体制を容認する立場から寄港については反対していかないということですが、そういう立場に立つに当たって、今議会でも議論になりました防災訓練、それから去る議会で私が一般質問の中で取り上げましたが、ホワイト・ビーチからは一本道なんですよ。与勝半島から旧具志川市に来る、あるいはそこから沖縄市やその他地域に行く道が一本道で、万が一のことがあった場合あるいは寄港が増加するに当たって、非常に生活に対する道路の渋滞等の影響も考えられますが、そういうことの実態把握はしていますか。防災訓練を計画するとか、県外や海外の情報をとる働きかけをしているのか、あるいはホワイト・ビーチ周辺の環境、道路が一本道という点について、そういう検討はされているのか。県は認める立場にありますよね。反対しない立場において周辺地域の安全を最大限確保するのに、今どういうことをやっているのか、その辺の検討はされているのか。

**○上原昭知事公室長** 原子力潜水艦についてはこれまで放射能等について異常値は検出されていないということで、特に原子力潜水艦についての安全対策というものを持っているわけではございませんが、原子力潜水艦の場合の防災計画については今作成をしております。現在うるま市とうるま警察署等と一緒に防災訓練を行っておりますので、今後は県もうるま市等と相談しながら防災訓練について県としてもどのようなかわりができるのか相談しながらやっていきたいと考えております。県外の訓練等の情報についても現在情報収集に努めているところであります。

**○照屋大河委員** 原子力災害についてはなるべく早く、直ちに逃げるのが大事だという指摘もありますが、先ほども申し上げましたが半島である地理的なことも含めて、そういう道路関係を県としてどのように見ているのか。うるま市勝連平敷屋、ホワイト・ビーチからの道路体制、その辺は何か考えはありますか。

**○上原昭知事公室長** 現在原子力潜水艦の寄港について安全でないという認識はございませんので、与勝半島の道路といざというときどうなっているかということについては十分な関係等は考えておりませんが、今後訓練等を考える中で、今の御質疑にありましたような件も含めて検討していきたいと思っております。

○**照屋大河委員** これまで異常値は検出されなかったということですが、今モニタリングポストが1つ、棧橋改修のために停止していますが、きょうまでの現在の状況、県議会としては早期の設置を求める決議もしているんですが、現在どのようになっているのか。

○**友利弘一環境企画統括監** 海軍棧橋の海水計の件だと思うんですが、前回にも御答弁申し上げたんですが、海軍棧橋の拡張工事によりまして平成16年11月29日から停止しているということがありまして、その工事が平成17年度末に終わったということでございます。それで再設置に向けてどうかということで文部科学省に照会したんですが、文部科学省からの回答によりますと、海水計を設置する位置につきましては確定はしているんですが、現在、設置に向けて米軍とまだ調整中だという回答をいただいております。

○**照屋大河委員** 先ほどの繰り返しになりますが、地元議会、市長、それから沖縄県中部市町村会などから寄港反対の陳情が多く出ているわけですね。知事公室長は日米の発表の中で、危険性については十分配慮されているから認めるということではありますが、寄港反対まではしないということですが、地元は大きな不安をまだ抱えているわけですね。これだけの陳情が上がってくるといことについて。そういう意味では先ほどのモニタリングポストについての要請、災害訓練、それから万が一を想定した場合の道路網についても、今後しっかり検討していくべきではないのかと思いますが、もう一度お願いします。

○**上原昭知事公室長** 9月に沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会で、これは仲井眞知事が会長ですが、原子力潜水艦のホワイト・ビーチへの寄港について特別の要請文をつくって要請を行っておりますが、その中でこれは議会の決議と同様でございますが、今後原子力潜水艦は安全が確認されない限り本県に寄港させないことと、モニタリングポストNo.2の海水計を早急に再開することといった要請を行っております。そういう意味では関係市町村、特にうるま市の強い要望もありましてこのような要請を行っております。

○**照屋大河委員** そうは言っても、先ほどの未明離陸の中止要請と比較した場合に、事故後どんどん入港してきているわけですね。それに対して県は入ってくるなとかいう要請は行っていましたか。

○上原昭知事公室長 原子力潜水艦が入港するたびに申し入れを行っておりまして、安全性の確保に万全を期するように申し入れております。

○照屋大河委員 周辺漁業協同組合の件ですが、本議会でモズクの価格が一時キログラム当たり300円あったのが100円を切っていると。これについて寄港増加の影響があるのかないのか、その辺は把握していますか。

○上原昭知事公室長 沖縄県漁業協同組合連合会を通じましてその辺について照会をいたしておりますが、漁業協同組合サイドからは関連はないという意見をいただいております。

○照屋大河委員 今回の事故についても、漁業協同組合については風評に対する被害について非常に懸念を示されておりましたので、今後も十分注意して慎重に、あるいはしっかり向かって、直接会われるなりして、はっきりとした寄港反対の意思表示がないわけですから、十分地元に対して配慮してやっていただきたいということを申し上げて終わります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 今の関連で陳情第113号その他の原子力潜水艦関係について質疑します。この間沖縄県が安全が確保されるまでは原子力潜水艦の寄港に反対するという態度は今の到達点ですよ。

○上原昭知事公室長 そのとおりであります。

○前田政明委員 私はできましたらすべての原子力潜水艦の寄港に反対してほしいと思います。きょうは時間がないのでただ指摘だけしておきますが、これはうちの前の衆議院議員の不破哲三さんが核密約の問題で、国会でずっとやってきた論集なんです。その中で1963年日本に寄港する際に、日本政府とアメリカ政府の間で大平・ライシャワー会談とかその他いろいろありまして、その中で原子力潜水艦の寄港問題が出るかもしれないと考えて、池田首相が1961年に訪米すると。この話し合いの中の文書の中では、国務省は日米間には核兵器の持ち込み問題でこういう秘密取り決めがありますよということの特記し、さらに日本国民はそのことを知らないでいるから、その扱いには特別の注意をとい

うことで書いていましたと。そして米国防省の1961年6月14日付の内部文書でこうあると記載があります。日本との条約取り決めでは、核兵器が日本に持ち込まれる、すなわちイントロデュース前に、日本との公式協議を必要とするが、これは実際には日本政府は日本を通過する、すなわち戦闘機で来たり、今みたいにホワイト・ビーチに原子力潜水艦で来たりとこういうトランジット、日本を通過するトランジット艦船と、航空機に積載された核兵器については関知しないと秘密裏に合意している。日本国民はこの秘密合意について知らないのも、もし在日米軍基地に入港する米海軍艦船に核兵器が積載されているとしたら、アメリカがごまかしていると当然考えられるという形で、そこはよく気をつけてということで指摘しております。それから最近はこの前もやりましたが、新原昭治さんが、これは地元の新聞にも出ておりましたが、ストップ原子力空母、首都圏シンポジウムで明らかにして、これも関係する議員には資料を配りましたが、その中で解禁文書の中で3つほど明らかになったと。その1つは米軍用原子炉艦船は、一般的には日本の法律で、原子力で動く外国船が日本の港湾に入るときには60日前に書類を出してもらい、日本政府が安全性などを調査して許可、不許可を通知することとなっております。ところが、アメリカの軍艦についてはこの対象から外し、無審査で入港できる。つまり日本政府は米原子力空母について安全性に対するチェック機能を最初から放棄してしまっているというのが明らかになっていると言っています。それから2つ目には1971年日米両政府のことで、米原子力軍艦が日本に寄港するとき、日本がモニタリング体制をとり、陸上と海上で空気、水、海底の泥のサンプルを採取します。ところが、それまで空気中の放射能調査のサンプルをとるときに、原子力艦船から20メートル以内に近づいてはだめだとなっていたのを、アメリカが50メートル以上離れて行うように申し入れてきたのですと。その結果日本は1971年末に、50メートル以内で空気中の調査をやらないとひそかに約束しましたという文書が、アメリカの秘密文書の解禁文書の中にあるということで具体的に示しています。それと3番目に、これは沖縄に関係することですが、米ファクトシートの矛盾ということで、冷却水の問題ですね。監視体制に対する2番目の問題は、日本の港の中で原子力艦船が放射能を含んだ冷却水を捨てる可能性があることを、日米両政府は容認していることということで、放射能汚染が最初から疑われたのは1968年5月、長崎県佐世保で原子力潜水艦ソードフィッシュの周辺から異常が発見されたとき、それをめぐる米政府の態度を解禁文書で見ると、絶対に原子力潜水艦が原因でないと言い張る。当時の原子力委員会は憤慨して、原子力潜水艦に疑惑を投げかけて、そしてアメリカがそこまで言うなら今後日本の港の中で放射能を含んだ冷却水を一切捨てないという約束を取りつけろと

政府に要求すると。その中で当時三木外務大臣がいろいろ交渉しながら、結局は10月22日に三木・ジョンソン会談覚書で、冷却水の例外的放出はあり得るという内容で決着しましたと。公表直前にジョンソン駐日米大使が三木外務大臣に会って話した様子が、ジョンソン駐日米大使のワシントンあての報告で解禁文書になって載っていると。あともう一つ、キッシンジャーもあります。私が言いたいのは、最後の3つ目として、日本の国会答弁を変えた米大使館ということで、沖縄の1972年の本土復帰直後、那覇軍港とホワイト・ビーチ軍港で行った日本政府の放射能調査で、コバルト60がかなり検出されました。コバルト60というのは普通核実験の死の灰や原子力艦船から出ると考えられています。1974年2月25日の参議院決算委員会で日本共産党の加藤進議員がこの問題を取り上げて質問しました。すると当時の科学技術庁原子力局次長の伊原義徳さんは、分析の結果コバルト60を含む試料が相当数判明したと認めました。加藤さんがその原因を聞いたら、伊原次長は一部は放射能性降下物による、一部は鉄に含まれるものの可能性があるが、ある程度は原子力潜水艦のものと推定されると答弁したと。で翌日の新聞を見て、アメリカから圧力がかかって、これを取り消せということで、結果的には取り消すわけです。しかしそのときに笑い話としてあるのは、ワシントンあての緊急電報で米大使は、日本外務省に対してコバルト60は自然界に存在するとつけ加えるよう言ったと。日本の外務省当局は理解を示し、そう答えたと報告されている。1週間後のキッシンジャー米国务長官から東京米国大使館あての電報は、伊原答弁への対応はほぼよしとしながら、コバルト60は自然界に存在しないと注意してほしいということで、アメリカの言うままやったということが公開文書で明らかになっているということをおっしゃいます。だからそういう面ではうのみにしないと。安全性が確認されないまではという考え方は、私はこれまでの立場からすると一定評価していいと思いますが、これを確実にするためにはやはり県独自の調査が必要なので、知事公室長、ホワイト・ビーチの海底の土の調査や検査はやったことがありますか。

**○友利弘一環境企画統括監** 文部科学省の委託事業といたしまして、全国各県で環境放射能水準調査というものを実施しておりまして、本県におきましては衛生化学研究所が調査を行っているのですが、金武・中城港からは海水、それから海底土、それからうるま市から採取した魚類、タカサゴなど、そういう分析を行っております。

**○前田政明委員** 私が県に要望したいのは、やはりもう30回寄港していますよ

ね。最近地元の新聞ではアメリカのズムワルト在日米国大使館首席公使が、同じ極東の佐世保や横須賀と比べてホワイト・ビーチは突出しているけどと一正直申し上げて余りコメントできないと。もう一つの新聞では、ホワイト・ビーチも日米同盟で大切な存在、日本側に感謝したい、運用は世界のさまざまな事情があって潜水艦が行動する。極東に存在していることが抑止力につながるということで、極東アジアに存在していることが抑止力につながるという形で、抑止力というから仮想敵国その他を含めて重要な抑止力になっているということで、これはもう30回ですよ。そうすると当然放射能の垂れ流しは当たり前だと言うんですよ、少々のは。冷却水の放水もこれは原則として知らんふりして認めるとなっているんです。そうすると私はなるべく近いところで県独自の海底の泥のサンプルを採取してやるということは、大変大事なことじゃないかなと。これは放射能だから遠くなって水で薄めていけばあれなんで、量も少ないわけだから、もっとも近いところで、ただ食物連鎖とかその他専門家が言っているように事実関係としてそういう可能性につながったら大変なので、それはないにこしたことはないんですけど、今のアメリカの流れからすると、残念ながら客観的にはいろいろな問題が予想されるので、重ねて最も近いところで海底の泥のサンプル調査を独自にやっていただきたいと思いますがいかがですか。

**○友利弘一環境企画統括監** 原子力潜水艦寄港時の監視体制ということで入港前、入港後、出港時、出港後の体制を御説明申し上げたんですが、文部科学省のほうで今やっている調査なんですけど、出港後翌日に艦の前のほう、中央、艦尾のほうから海水を採取して、なおかつその翌日には海底土のサンプリングをいたしまして、財団法人日本分析センターという機関に送りまして、詳細な分析を行っているということもございます。

**○前田政明委員** 以前国会で分析を改ざんしているのが不破元衆議院議員の質問の中で明らかになった事例もありましたが、それは後に持ち越ししましょう。やはりさっき言いました県議会決議の中に、日本領海の中では冷却水を放出しないこと、それから入ってくる原子力艦船については定期点検の結果を明らかにすること、これは少なくともそれは求めていかなければいけない中身だと思いますので、そこはぜひ努力していただきたいと指摘して、これは終わります。

次に、請願第1号とか陳情第94号その他関連することで質疑したいと思いますが、私たち県議会の決議は環境ランクⅠの、世界の宝である、ジュゴンもすむ世界でも極めて重要なサンゴ礁があると。最近の新聞ではレッドリストとい

うことで国際自然保護連合が大浦湾のを含めてアオサンゴを、極めて危機的状況だということで、改めて絶滅危機という形で指摘をして、極めて重要なサンゴ群だと表明しておりますが、これについてはどういう認識ですか。

**○友利弘一環境企画統括監** 10月3日にバルセロナにおきまして国際自然保護連合の総会がありまして、その中で貴重種ということでサンゴについてはレッドリストに掲載したという新聞報道でございますが、今回アオサンゴ等のサンゴ類の保護を目的といたしまして、レッドデータリストに掲載されたと聞いておりまして、サンゴ類の保護に関して世界的にも注目しているあらわれではないかなと、そういう感じでございます。

**○前田政明委員** きのう環境大臣も非常に重要な指摘だということで、そういうテレビのコメントだと思うんですが、私はこの大浦湾ですね、今の新基地建設の計画でいくと本当にずさんで、それこそ大変だなと。これはヘリ基地反対協議会の皆さんがつくっていただいているビラの表の地図ですが、アオサンゴの群落がある、その中でユビエダサンゴの群落があると。こういう中で先ほど玉城委員からもありましたが、こういろいろやっていく中で、これも潮流を含めて本当に大変なことになるなど。ハマサンゴの博物館とあの人たちは言っていますが、アオサンゴ群落、私たち共産党県議団も6月の選挙が終わって船から現場視察をやってきましたが一泳いではいせんが一本当に貴重だと思いましたが。そしてこれは借りてきたんですが、こういう形で写真を撮っているんですが、これはお花畑という、これがエダサンゴ、だからそういう面でこういうサンゴですね、ユビエダサンゴ等を含めて、傾斜地の中で残っていると。当然ここにあるような作業ヤードというのもまさにその上で、こういう面では環境影響評価そのものも、さっき言った埋土をするものをどこから持ってくるのかもわからない。先ほど200万台以上とか、それは沖縄の砂の10年分という、そういう面ではやはり改めて何千年かかかってつくられたという話も、現場に行ったときにちょっと話ししていましたが、これは沖縄だけじゃなくて、本当に貴重な石垣市白保のサンゴと同様、国際的に見ても重要なサンゴ群だという認識は当然、環境保全の立場からは認識されていますよね。

**○友利弘一環境企画統括監** 普天間代替施設に係る方法書が提出されまして、専門の先生と私どもの職員も現地調査に行きまして、実際に潜りまして確認をいたしております。大きな群落だなと、そういう報告も受けましたし写真も見せてもらいました。

○前田政明委員 それで私ども県議会の決議は、こういうジュゴンがすみ、まれな世界的なサンゴの状況からしても、深みの中で全体を含めて、お花畑になっている、それも湾の中でこういう群れがなっているということは世界でもほとんどないんじゃないかという指摘もあると僕も聞いたんですが、そういう面ではここをどう守るのかというのは国際的にも、これは3回目ですか、国際自然保護連合が沖縄のそういう形の、これを入れたら3度目の指摘と理解しているんですか。ちょっと教えてください。

○友利弘一環境企画統括監 そのとおりと理解しております。

○前田政明委員 国際自然保護連合には日本政府も入っているんですね。

○友利弘一環境企画統括監 日本からは政府の組織といたしまして昭和53年に環境省、それから国家会員といたしまして平成7年度に外務省が加盟しているとなっております。

○前田政明委員 これは日本政府も含めてこういう重要な指摘をされていると。そういう意味で私はこれまで皆さんも非常に難儀されたと思うんですが、本来ならゼロオプションという規定が日本の環境影響評価法にあれば、当然受け入れられないような形だけの環境影響評価方法書を専門家の先生方がいろいろ答申をやって、今の法の枠組みとの関係でやむなくいろいろな指摘もしていると。そういう面で本当に不作為というか、本来の環境影響評価方法書、設計図に当たらないと思いますが、そういう中でもそれだけじゃなくて事前概況調査という形で、事業者ということで皆さんが同意をして、公有水面の、私から言えば不法な事前概況調査などもしているということは許されないと思うんですが、それともう一つジュゴンですね。これも皆さんのジュゴンについてというパンフレットを沖縄県も出していると思いますが、このジュゴンを守るために慎重な調査を皆さんは特別に審議会の答申を踏まえて沖縄防衛局にやっていますよね。ここをちょっと説明してください。

○友利弘一環境企画統括監 環境影響調査をするに当たりましては、名護市のほうでも環境に影響を及ぼさないようにしなさいというものがあるわけなんです。ジュゴンの調査、今回沖縄防衛局が行う調査というのは、機器類といたしましてはパッシブソナーが30カ所、水中ビデオカメラが14カ所設置というの



があったものですから、調査においては十分に自然環境への影響、ジュゴンも含めてそういうものを回避、低減するようにしてやってもらいたいという意見を述べております。

**○前田政明委員** 僕が聞きたかったのは、本県におけるジュゴンに関しては、これまで科学的調査がほとんど行われておらず、その生活史、分布、個体数などに関する知見が非常に乏しい実情である。ジュゴンは沖縄が分布の北限と考えられており生息数は極めて限られているとすると、このような状況を考慮してという形で皆さんが、私はこれに賛同しませんが、沖縄防衛局長にあてた1月21日付の知事意見で述べていますよね。だから僕が言いたいのは、ジュゴンというのは1年やそこらでその生態系がわかるものでもないし、そのジュゴンを国際的にもなかなか難しいと、そういう面でどう貴重種であるジュゴンを確実に今の環境の中で守るというものについては、やはり1年やそこらの調査では実態はちゃんと立証できませんよという趣旨も含めて、複数年調査といたしますか、そういう大事なところですよ。そのことを聞いているんです。

**○友利弘一環境企画統括監** 知事意見の中でどのような形でジュゴンについて述べているかちょっと読ませていただきますと、「沖縄島周辺海域に生息するジュゴンについては、これまで科学的調査がほとんど行われておらず、その生活史、分布、個体数などに関する知見が非常に乏しい実情であることから、これらに関する知見を事業者として可能な限り把握するため、生活史等に関する調査を複数年実施すること」という知事意見を述べております。

**○前田政明委員** そういう面では事前概況調査とか不法、不当なやり方のものでこれは追加すべきではないということで、そこは最低限指摘をしておきたいと思います。あとは東村高江の陳情に関して、ヤンバルの自然、世界遺産登録を含めて、同じような大事なことだと思いますので、ここもそういう立場から指摘したいと思いますが、これは次回11月議会ぐらいでやりたいと思いますので、ここは東村高江のヘリパッドの強行をやるなど。貴重種、絶滅危惧種、これはちゃんと守るということで1つだけ。東村高江のヘリパッド地域のところについて、どのくらいの貴重種、絶滅危惧種も含めてわかっているのか、これだけ教えてください。

**○友利弘一環境企画統括監** まずN-4地区でございますが、品種としてこれは移植した貴重種ということでございます。マメヒサカキが3株、ヤナギバモ

クセイが6株、トサカメオトランが1株、キヌランの一属の一種が1株、これは11株でございます。それからH地区につきましては、ミヤマシロバイが5株、ヤナギバモクセイが9株、オキナワヤブムラサキが19株、リュウキュウコンテギリが8株、ここで41株トータルで52株移植を行ったということでございますが、その状況につきましては沖縄防衛局に確認しましたところ、枯れたものは確認されていないという報告を受けております。

**○前田政明委員** 陳情第102号など新基地建設に関する質疑をしたいと思えます。皆さんはこの20ページの処理概要でもそうなんだけど、「キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えており」ということで、あと嘉手納以南の話その他やっていますが、こここのところを一緒に深めていきたいと思えます。嘉手納以南の返還について本会議でもお聞きしたんですが、御答弁ありませんでしたけど、現実的な嘉手納以南の基地の返還の見通しについてまずお聞きしたいと思えます。

**○上原昭知事公室長** 嘉手納以南の施設の返還については昨年3月までに具体的な計画を明らかにするとあったんですが、現段階まで具体的な詳細が明らかにされておりません。そういうことで県としても一日も早く内容を明らかにするよう政府のほうに求めているところでございます。

**○前田政明委員** 大前提でS A C O最終報告の中身と、嘉手納以南の今度の再編に伴う返還計画、これは具体的にどう違うのか。その施設を含めてその辺御説明お願いできませんか。

**○上原昭知事公室長** 国のほうではS A C O最終報告との関係については、最終報告においてS A C O最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、S A C Oによる施設返還計画については再評価が必要になるという可能性があるかと危惧されておりまして……。これは再編実施のための日米のロードマップいわゆる最終報告であります、その中において平成19年3月までに策定することとされている統合のための詳細な計画の作成の過程で、具体的に検討すると述べられておりまして、今後その詳細な計画を作成する中で、S A C Oの報告に明記された内容についても明らかにされると国のほうでは報告書の中に記述しております。

○前田政明委員　ですからSACOの返還の可能性というところで決められた那覇港湾施設、牧港補給地区、いろいろ述べていますよね。それでSACO最終報告では普天間飛行場の代替施設は最大面積は幾らになっていましたか。

○上原昭知事公室長　SACOのときは海上施設の建設を追求と書かれていて、特に面積は示されておりません。

○前田政明委員　僕の持っているのでは、普天間飛行場代替施設の基本計画についてで、平成14年7月29日開催の代替施設協議会です承という限りでは、最大約184ヘクタールなんですけど、この数字は間違っていますか。

○上原昭知事公室長　平成14年に普天間飛行場代替施設の基本計画が決定されておりますが、その中で代替施設本体の面積は最大184ヘクタールとすると示されております。

○前田政明委員　現在の計画は幾らでしたか。

○上原昭知事公室長　現在は陸上部分を含めて210ヘクタールとされております。

○前田政明委員　SACOは基本的に県内移設ですよ。それで私はなぜ名護市辺野古への県内移設が実現していないかと。それは1995年の暴行事件の後、政府が普天間飛行場を返すと言ったらみんな喜んだ。ところがこれが県内移設が条件だということで、沖縄県民どうし対立させると。そういう意味での10数年。しかし名護市民の住民投票は沖縄防衛局から職員が何百人と来てパンフレットを配って全戸訪問する中で、ノーという結果を出したことを思っています。それでこの前私たち県議会の代表団が駐日米国大使館に行ったんですよ。グリーン安全保障政策課長は、SACOの失敗は繰り返したくないと言ったんですよ。すなわち私が言いたいことは、県内移設を前提とする中でいろいろあっても名護市辺野古に移すというのは、そこが大きな障害になっていませんか。そういう認識はありませんか。

○上原昭知事公室長　県内移設ではなくて県外移設のほうがベストであるという認識はありますが、具体的にこの間の取り組みの経緯を考えますと、やはり普天間飛行場の危険性を除去するためにはキャンプ・シュワブへの移設が現実

的だと考えております。

○前田政明委員 それで現実的ということ論証したいんですけどね。さっきSACOと米軍再編はどう違うかと。これはロードマップに書いてありますよね。「土地の返還及び施設の共同使用、普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。」、その前提はちゃんと書かれているわけですよ。すなわちさっき言った普天間飛行場その他がこのロードマップの中で「沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1)普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2)グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。」。特に日本がグアムに一戸建て、土地つきでない住宅だけでも8000万円の米軍住宅といいますから、これはまた最近も見積もりがもっとふえてということで1兆円近くなるんでしょうか。まずお金を出させる、そして辺野古が完成する、それが前提ですよというのが嘉手納以南の返還ができるとは書いていませんよね。いわゆる返還の可能な対象、すなわち全面または部分的な返還が検討されると。それから以下の6つの候補施設ということで、どこにも確実に返すとは書いていないんですよ。そういうことでしょう、この文書は。私の言っていることが間違っているなら間違っている、そうじゃないならそうじゃないと指摘してください。

○上原昭知事公室長 詳細な計画をこれから作成するわけですが、その作成する中で6つの施設の返還について検討するとされております。当然計画を作成するわけですから、例えばキャンプ瑞慶覧などですと部分返還とか全面返還とかいろいろ議論がありまして、今必ずしも中身が全部明らかにされているわけではないし、また方針が固まっているわけでもないの、そういう意味ではこれから検討されて、具体的な計画が作成されるかと考えております。我々としては一日も早くこの計画を明らかにするよう今求めているところであります。

○前田政明委員 ここに書いてあるのは「返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。」。これがされないと返ってこないんです。だから僕は本会議でも聞いたけど、その見通しはあなた方は現実的と言うならば、見通しはどうですか。このキャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設、陸軍貯油施設第1桑

江タンク・ファーム、全面返還含めて、これはSACOとダブるところもあるけど、それはあなた方が言う以上はその前提でこういう仕組みがあるわけだから、嘉手納以南が返ってきますよ、上等ですよと、これが沖縄の発展につながると、それは当然でしょう。けどその前の仕組みがちゃんとロードマップで書かれていて、まずはグアムにお金を出しなさい、グアムがちゃんと動くことですよ。次は名護市辺野古でちゃんと完成する。そしてこれが実現して展開することですよ。そして後はこれは全部県内に移すんですよ。県内移設ですよ。だから名護市辺野古が実現しないのは、もうこれ以上基地は受け入れられないと、県内移設はだめだというのが前提なわけだから、そういう面で聞きますが、書いてあるように牧港補給地区の全面返還、那覇港湾施設の全面返還、これはそれぞれ書いてあるものは皆さんとしてはもう合意できていると、確実に返還されるというめどがついて初めて、今県民に対して言えることじゃないんですか。だからそこのところはめどがついているんですかと聞いているわけですよ。

○上原昭知事公室長　ですから今具体的に明らかにされておられませんので、それを明らかにするように求めておりますし、米軍再編の6つの施設の嘉手納基地より南の施設の返還については確実に実施してほしいと。これは米国にも訪米のときにも要請しようという考えで今予算も計上して、お願いしているところでございます。

○前田政明委員　沖縄県民はもうだまされないんですよ。あの1995年の大会の後、普天間飛行場返しますよ、県内移設ですよ。これで体で真実を見抜いているんですよ。だから私は本会議であえて、これは県民を欺くことになりませんか。辺野古の県内移設1つでもこういう10年余りかかっているのに、後の全部県内移設、「返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。」。これがないと当然絵もかけないんじゃないですか。だってみんなパッケージなんだから。それをわかっている、知事公室長、皆さん今めどがないんでしょう。

○上原昭知事公室長　普天間飛行場の返還についても当然名護市辺野古への移設が前提となっているわけですから、現在名護市辺野古への移設については政府といろいろ調整するところは残ってはいますが、それが促進されるように普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で協議をしておりますし、嘉手納基地から南のその他の施設についても、当然機能の移設という条件がつい

ていますので、その辺も含めて明らかにし、また早目に我々としては跡利用に取り組むたいと。その辺の具体的な中身が明らかにされない限り、跡利用についてもやはりめどが立たないところもありますので、できるだけ早目に進めてほしいということを政府にも求めているところであります。

**○前田政明委員** 再編案の最終取りまとめの最初に書いてあるのは、「個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。」ということで、この中で確実に実施されていることは、「キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。」。もうこれはやっている。それからミサイル防衛、「双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。」と。そして「新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。」。それが与座分屯地を含めて始まっている。そして「米軍のパトリオットPAC3の能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。」。これもやられている。そういう面ではあとは着実にやられているんですよ。だからこれは仕掛けがあって、私に言わせればだましの手口。名護市辺野古への県内移設さえできないのに、キャンプ桑江の全面返還、これは8年前に出てきた問題ですよ。これは進んでいるわけですよ。一部分ね。あとのキャンプ瑞慶覧の問題ね、これはどうですか。めどはついてますか。「部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。」。

**○上原昭知事公室長** ですから現在の普天間飛行場も含めて、現在の機能が例えば一部はグアムに行くのもあるでしょうし、県内への移設も当然今後出てくると思います。あるいは現在の那覇港湾施設を浦添市のほうに移設するという意味で進んでいるのはありますが、ただ全体として具体的な内容が明らかにされていないということでもありますので、早く明らかにしてほしいということでもあります。

**○前田政明委員** 今大事な答弁ですね。具体的でない。早く明らかにしてほしい。しかし皆さんはこれは現実的だと。僕に言わせればこれは幻想的だと。県民だましかと。それで那覇港湾施設も実際的には防波堤2キロメートルができ

なければ、港の整備としてもこれは極めて非現実的と。だけど防波堤は1メートル幾らですか。含めて、莫大な金がかかると。今の那覇港管理組合の港湾事業会計でトランジットもゼロ。国際ハブ港としての内容はなかなかできていないということで、私があそこに行って勉強した限りでは、実際難しいですよ。L字型やるとしても、その港整備の前提の大きな事業計画そのものが狂っている。国際中枢港湾になっていない。そうするとこれはいろいろな埋め立てをして無理にやっ払いこうとするけれども、しかしはるかかなたのかすかに浮かぶ港でしかない。實際上そこまで続けるには、沿岸の整備といったら防波堤が設置できなければなかなか港湾計画はできないんでしょう。どうですか。

**○上原昭知事公室長** 港湾計画全体が今どうなっているのか、これはいろいろな管理者等と国とのほうでいろいろ協議、調整されていると思いますが、先日の普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会での防衛省からの説明によりますと、本年度中に水深について測量を行うということがありまして、時期等については明らかにされておりませんが、具体的な内容も含めて今後いろいろ詰められていくものと考えております。

**○前田政明委員** はっきりしたことは、どうなるかわかっていないと。そういう流れの中で現実的な選択だというのは、これはひどすぎると。もうさっき言ったように、国際自然保護連合を含めて、こんなかけがえのない、もう失ったら戻ってこない、これが将来の沖縄観光の、沖縄の発展のかなめですよ。何十メートルもする高台の基地ができて、これは沖縄は自滅するだけです。だからそれは僕は決してつくられないと思う。だから私たちもつくらせないために頑張りますが、これは国際世論も含めて、そういう面では、私が言いたいことは、やはり米軍再編という文書そのものを見れば、すべてがパッケージ。それもひどいのは基地の県内移設。もっと違うのは、SACOの場合には強制的に米軍再編促進法などみたいに基地を認めなければお金を上げないとか、山口県岩国市の市庁舎建設みたいに、あれほどひどいアメリカの基地移設を認めなければ30億円余りの、当初の全然関係ない、名目が全然違うあの庁舎予算をばっさり削るとか、こういう露骨な報復的措置はSACOにはないですよ。だからこの米軍再編というのはSACOよりもひどい。すなわち反対運動を許さない。何があってもつくらす。そして反対したら交付金を差別すると。これは世界でも例のないやり方です。きょう大変重要な発言がありました。どうなるかわからないのは当たり前なんだよ。これはそういう前提ですべてがパッケージになっている。そしてグリーン在日米国大使館安全保障政策課長が言ったよ

うにSACOの失敗を繰り返したくないと。しかしそう言っても沖縄県民は人間なんだよ。人間として生きる以上はやはり平和でありたい、戦争はしたくない、この自然を残したい、ウチナーのチュラ海は残したい。そしてそれで生きてきた。それが世界の中の世界自然遺産登録として、世界でも極めて貴重な地球上まれな、ほとんどのところでは砂漠だけでもこの沖縄の地域が亜熱帯の、そういうすばらしい、世界でも極めて貴重なところだと。だからそういう意味で世界自然遺産登録をしようとしたら、ヤンバルの米軍基地がある。これが十分維持できない。それから林道を含めて乱伐、いわゆる自然を守る体系がないという形の中で、世界自然遺産登録が今できていないということを踏まえて、私はそういう面では6月県議会決議がまさに世界の宝の海を守ると。そしてヤンバルの森を守ると。そのために名護市辺野古に基地をつくらせないことが大事なことなんだということは、そのとおりだと思います。そういう面で、先ほど結論的に言いたいことは、皆さんが言っていること自体が幻想的なんだよ。行政というのは客観的に解釈しないとイケない。ましてや県民に対して、根拠のない、どうなるかわからないことをあたかも現実的だという主張を、県議会その他で根拠もなくやること自体が、私は県民の判断に大きな間違いを与える。しかし県民はこの10年間で県内移設は何なのかというのは肌身でわかるから、そういう面でやはり知事にも伝えてほしいんだけど、現実的な対応というのは県民とともに名護市辺野古新基地建設をやめろというのが、沖縄の戦後史の切り開いた道であるということを言って終わります。とにかく現実的という無用な言葉はもう使わないようにしてください。

**○上原昭知事公室長** ちょっと幻想的とか県政が進めていることに対して県民を欺くとかいう発言がありましたので、この名護市辺野古のキャンプ・シュワブへの基地の移設については、現在環境影響評価を着実に事業者の防衛省のほうがやっております、来年の2月か3月には、3月以降かなと思いますが、環境影響評価準備書が提出されると。それを知事意見も踏まえてきちんと回答し、また注文つけるべきは注文をつけて対応していくわけですし、2010年という目標が一日も狂わないかどうかという件についてはもちろんそれはいろいろあるとは思いますが、そういう意味であと6年から7年という現実的な、目の前に基地問題の解決というのが迫っているわけでございまして、決してそれは幻想でもないし、現在においてはもう県外という形で、やはり普天間飛行場の危険性の放置につながるようなことはやるべきではないというのが知事の考え、姿勢でございまして、その辺はぜひ御理解をいただきたいと思います。



○前田政明委員 米軍再編というのは日米同盟の一体化ですよ。F15戦闘機、そして那覇基地にも給油機が来る。戦闘指令機も来る。集団的自衛権を含めて、いわゆるアメリカが求めているのは、ブッシュ大統領が演説していますが、我が米国とともに同盟軍に加われということで、先制攻撃戦略を発表して、その最初のテストがイラク戦争、アフガニスタン戦争だと。だから日本よ、みずから旗を上げろ、血を流せと言って、アフガニスタン、石油、そして陸上自衛隊、そして航空自衛隊が行って、日本の裁判で確定して、航空自衛隊のあの行為はまさに戦闘行為、憲法違反という判断が起こっている。そして米原子力潜水艦も、さっき言ったミサイル防衛も含めて、核抑止力、アメリカの抑止力拡大、これこそ必要なんだと言って、この米軍再編の中にあるんだよ。そういう面で、今までの日本のあり方を変える、今までの沖縄の基地のあり方をさらに変える。こういう大変な中身を含んでいるのが米軍再編なんです。それをあたかも県民の基地負担軽減になるとか、そういうことを言うこと自体が、私はやはりこれはとてもじゃないけど許されないということで、そういう仲井眞県政のやり方は私は必ず県民が審判を下す、そう思っていますから。そういう面で、よく今の流れの中で自分たちが果たしている、極めて危険な選択を、私は反省すべきだと。こういう道は沖縄県民を幸せにする道ではない。アメリカが行う世界戦略に丸ごと組み込まれる。その最前線基地としてあの沖縄戦のような悲劇もあり得るような、そういう核のレーダー基地だとか、そうになっていること自体が危惧されるということは指摘しておきます。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志孝助委員。

○具志孝助委員 質疑は遠慮しようかと思っていたんですが、前田委員の質疑を聞いて聞きっ放しで終わったんではいけないなと思って、少しばかり質疑をしたいと思います。米軍再編問題、とりわけ普天間飛行場の移設・返還、これが最大の目玉だと理解しております。請願第1号の新基地建設反対に関する請願に関連するわけですが、普天間飛行場の移設・返還、このことを遂げて初めて、今前田委員からも指摘があるように、グアムへの海兵隊の移設やあるいは嘉手納基地以南の返還だとかあるわけなんです。それをワンパッケージということで詳しく前田委員は説明をしたわけですが、すべて普天間飛行場がどうなるか、普天間飛行場を解決しないことにはすべてがうまくいきませんよということなんです。そこで我々は、私も知事が言っているとおり、現実的対応—もちろん現実的ですからこのことが一番の早道だと思っているんです。県内代

替施設建設、幸いかな、受け入れ先の名護市を初め周辺の北部市町村も基本的に理解を示してくれていますが、こんな現実的な早道はないわけです。かねてより過重な基地負担を、我々は一刻も早く解消していきたいということで基地の整理、縮小を具体的に進めていくためには、やはり今でも過重ですから県外、国外が望ましいのは論をまたないわけなんです。当たり前の話なんです。しかしそれがなかなか日米安全保障条約ということ、日本の防衛ということ、憲法の枠の中での国家防衛という議論の中で、今言う現実的対応というのがあるわけなんです。これを何とか我々は苦渋の選択をする中でも、稲嶺前知事がなし得なかったあの計画もだめになって、結局今せめて日米合意の案から、もう少し沖合に移してくださいと、それは名護市も訴えています。名護市が訴えるからこそ特にまた知事も地元の意見を尊重せよという立場から、現状のままでの計画案では認めるわけにはいかないということを県民に約束し、この普天間飛行場移設を実現させますと言って、公約の一番の眼目に掲げて知事選挙を勝ったわけですから、このことを実現することが最大の責任、そのとおりだと思っております。

そこで質疑ですが、これまで大変難しい交渉を続けてきたけれど、その中でも町村前官房長官が比較的理解を示した。私も先般政府に要請にまいりました。直接町村前官房長官にもお会いする機会があって、これは別件だったんですが、町村前官房長官の米軍再編、とりわけ代替施設の問題について、政府の中で最も沖縄に対する理解者だと評価しておりますと。ぜひ我々の期待、信頼にこたえてくださいと言いましたら、そのとおりだと。私は最大理解者だと思っております、頑張りますからと、よろしくということをおっしゃったわけなんです。町村前官房長官も去ってしまいました。問題はこういうような、町村前官房長官は作業部会を2つつくってくれたわけですが、その作業部会もあわせてこのようにこれまで数少ない理解者があった作業部会までできたわけですが、そういう方々が去った後もこのことは継続して、これから先の話だと、後戻りしてまたこんな話はなかったよというんじゃないかと、やっつけていくという状況は確保されておりますか。大丈夫ですかということを知りたいんですが。

**○上原昭知事公室長** いろいろ最近内閣もよく動くものですから、そういうことも含めて前回の普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会において、これまでの普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会で確認した内容、今後の取り組みについて整理し、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会としてまとめたというところでありまして。そういう中で政府の官房長官という協議会の主催者が、沖合を念頭にと、あるいは各大臣等も発言しておりますが、

合理的な理由があればきちんと検討するという発言もございます。そういう意味では、今環境影響評価を進めておりますので、それとあわせて考えるならば、今後の政府と地元との調整、協議は必ず整うと思えますし、環境影響評価の結果も勘案しながら、また環境影響評価審査会の意見もいろいろと聞いて、政府にも知事意見を申し上げる必要があるということですので、今着々と移設に向けての協議は進んでいると考えて、これは官房長官がかわっても当然そういう合意事項があるわけですから、それを踏まえて今後の協議は進められると考えております。

**○具志孝助委員** 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の中で2つの作業部会ができたわけですが、それらができることによって作業部会の使命や目的に沿った説明を求めることになると思うんですが、このことが普天間飛行場代替施設の促進につながるという理由はどういうところですか。

**○上原昭知事公室長** 作業部会を設けた理由としては、これまではずっと2カ月や3カ月に1回くらい普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会を開いていたわけですが、この協議会開催自体がやはりこれだけの閣僚の皆さんの参加になりますので、結構時間的にもやりくりが難しいところでしたが、今後は基本的な方向性については議論がなされた。後は具体的な位置の確定に向けての実務レベル、技術的な観点あるいはもっと別の観点からの詰めを行う必要があるということで今後進めていくことになっておりますので、随時必要に応じて作業部会で検討し、その結果を踏まえて協議会の中で決定していくという形になるかと思っておりますので、今後は作業部会での実務者協議を具体的に展開していきたいと思っております。

**○具志孝助委員** 知事も任期はあと2年とちょっとですね。知事在任中に代替施設の完成というのはもちろんままならないわけですが、任期中に代替施設の建設、事業着手の自信はありますか。

**○上原昭知事公室長** 現在の見通しからしますと、知事の任期中までに順調にいけば埋立認可まではこぎつけることが可能であると考えておまして、そういう意味では現在のような形で協議会が進むのであれば、一定の道筋をつけることは可能であると考えております。

**○具志孝助委員** 今は不祥事で失脚、追われた守屋前事務次官とも何度か直接

お会いをしました。守屋前事務次官は沖縄にこれだけの負担をかけるわけですから可能な限り政府ができることはやっていきたいと。とにかく今普天間飛行場の返還というのは、日本の国家防衛の中で普天間飛行場の機能がいないという意味じゃない。いないんだったら撤去ができるわけですよ。県外にでも。いないじゃないけど危険きわまりないから、ここは危ないと。我々もアメリカもそのように認識している。一刻も早くそういう危ないものを除去しなければならぬ。そのためには沖縄の中でこの基地機能を必要としているので、県が認める場所に代替施設をつくれれば我々は一日も早く返還、撤去したいという用意があるというのが今回のSACOにおける返還合意なんですよね。だから県外にもっていくというのは、そもそもの約束が違うわけですから、そこは現実的だと私は思っているんですよ。どちらかを望むかの話じゃないんです。現実的に国家防衛を任せてもらうためには、我々が言う一定の基地が必要ですと。それを置いてもらいますというのが日米安保条約の中身であるわけですから、このことを考えれば極めて当然の話ですし、そういう枠組みの中で考えれば、やむを得ないこと。やむを得ないということはベストの選択肢としては国外、県外であるけれども、今それが許されないというのが現実的。現実的だから早くなるのは当たり前ですよ。非現実的は当然遠のくじゃないですか。議論もまたないわけなんですよ。そういうことで私はやむを得ない苦渋の選択ということは、繰り返し言う必要もないと思っているわけですが、そもそも我々が原点を忘れてはいけないといつも思うことは、普天間飛行場はいないから撤去じゃないんですよ。危険きわまりないから一刻も早く動かさなくちゃ、どうすれば危険の除去ができるかということ、それこそ命をかけてやらなくちゃいけない。だからこんなにのんびりしておったらいけないです。そういうことで現実的早道とかいう論が出るわけでありまして、前田委員が言う形で平和で豊かでというのはみんな同じなんですよ。だれも意見は分かれませんが、そういうのが政治の厳しいところ、現実の厳しさだと思って、理想論を幾らでも唱えられますけれど、沖縄は日米のはざまとか、苦渋の選択をしたとき、どう政府に納得させるか。私は政府に対してこのことが認められないんだたら我々も挙げて反対しますよ。前面に立ってということを強く訴えてきたと。沖縄県民が自民党も含めて、この程度のことでも納得いかないと言って押しつけるようであれば、我々も断じて許さないと申し上げております。したがって勇気を持って今の現実的対応、早道だと言っているわけですから、一刻も早く、それも皆さんの政治の力ですから、説得して、今皆さんが心配しているような、10年かかってもできないのはできないんだと、なぜそういう議論が出るかということですよ。そういうことでありますので、させないための理論構築、我々も

一緒になって反対するから、できるわけないと言っているわけで、相手の立場、野党共産党は一緒になって反対しようと言っているわけですから、私は知事は日米間で合意をしたら合意に沿って進む以上は自分も指揮をとらないといけな  
いと。現場に行って反対の皆さんに説得をしなければいけない。合意した以上  
はですよ。そういう覚悟をもって合意をしなければいけないんですよ。それは  
極めて国の責任だと。国の専管事務、責任であるわけで、高みの見物をやって、  
できようができまいが関係ありませんという姿勢であってはできるのもできな  
いということ、政治とはそういうものだと思っているんですよ。政治家が腹を  
くくって、本当にできないんだったら一緒になってみんな反対する、というよ  
うな腹をくくってやらないといけない。そのかわり決まったら一政府が言う現  
行案は認めませんと、修正をかけてこれでいいかと納得したら、先頭に立って  
一刻も早くそれをやっていくというのが大事なことだと思っております。

余談になりますが、きのうも衆議院選挙のある候補者の選挙事務所開きにま  
いりましたが、北部の市町村長の方々がたくさん集まっていました。そこでの  
演説の内容は、一日も早く約束したことをやりましょうよという話であります。  
地域住民の声とはだれの声かという質疑もありましたが、しっかり物事には常  
に賛成と反対があるということは当たり前の話であって、大事なことは約束し  
たことを守るということでもありますので、どうぞ力強く頑張ってもらいたいと。  
もう一度決意を示してください。

**○上原昭知事公室長** 知事も腹をくくってリーダーシップを発揮すべきだとい  
う御意見でございますが、そのとおりだと思います。知事もしっかりと腹をく  
くって先頭に立って頑張っていくと思います。我々も知事のもとでしっかりと  
プロジェクトを進めていきたいと考えています。

**○渡嘉敷喜代子委員長** ほかに質疑はありませんか。  
玉城満委員。

**○玉城満委員** 皆さんのダイナミックな質疑の後に、すごく素朴な質疑をしま  
す。環境影響評価についての質疑ですが、この前キャンプ・シュワブに行った  
ときに、名護市辺野古沖に長島と平島の両方があったんですが、拝みの島だと  
伺ったんですね。今環境影響評価の話在先ほどから説明を聞いているんですが、  
すごく自然界の話だとか、文化的に言えば学術調査であるとか、文化財等の調  
査になっているんですが、そういうソウルフルな調査というのはその中に含ま  
れているんですか。

○上原昭知事公室長 平島の件についてですが、地元の方々の御意見を伺いますと、やはり現在も平島については地元住民は四季折々使っているんだと。したがって平島についてはきちんと残してほしいというのが地元の意向のようですので、可能な限り沖合に寄せるといってもそれは当然平島も残さなくちゃいけないということで、それはおのずから限界があると。そういうレベルでの可能な限りというのはそういう意味で、我々は理解しています。

○玉城満委員 今までのそういう調査の中で、例えば拝所だとか御嶽とかそういう表記の仕方はやられているんですか。

○友利弘一環境企画統括監 調査項目の中にそういうのがありますので、環境影響評価図書の中ではプロットしているのもあります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情7件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から名護市大浦湾のサンゴ群落、名護市辺野古沖の長島、平島及びホワイト・ビーチの視察調査の提案が出され、協議した結果、視察調査を行うことについては委員長に一任することで意見の一致を見た。)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子